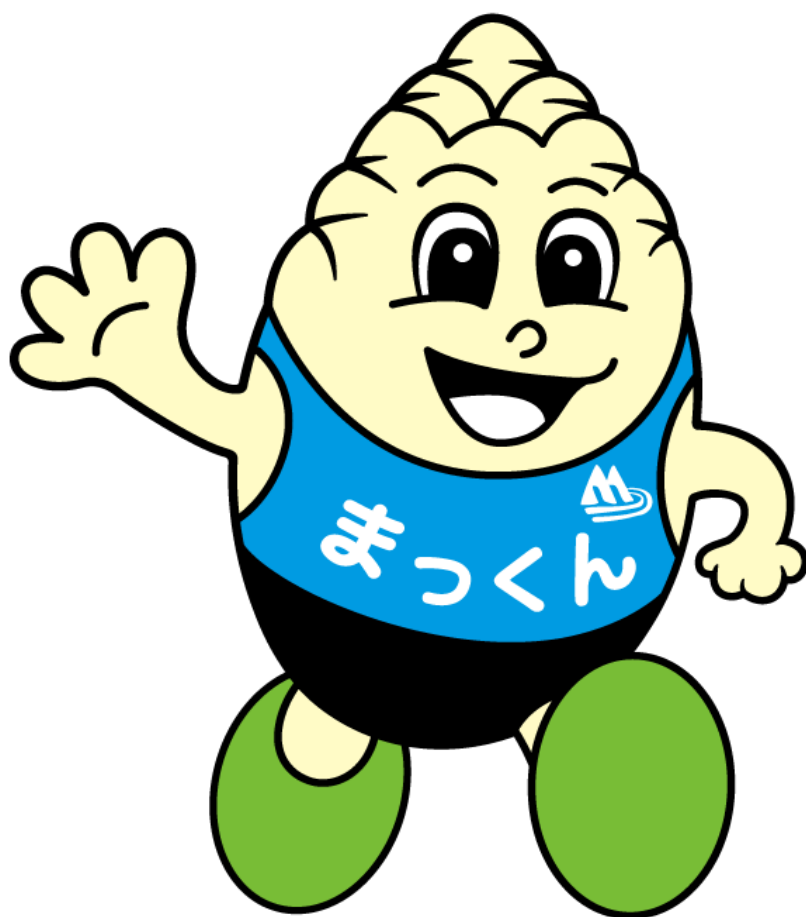


南箕輪村立南箕輪小学校



P T A 活動のご案内



令和6年度 改正版

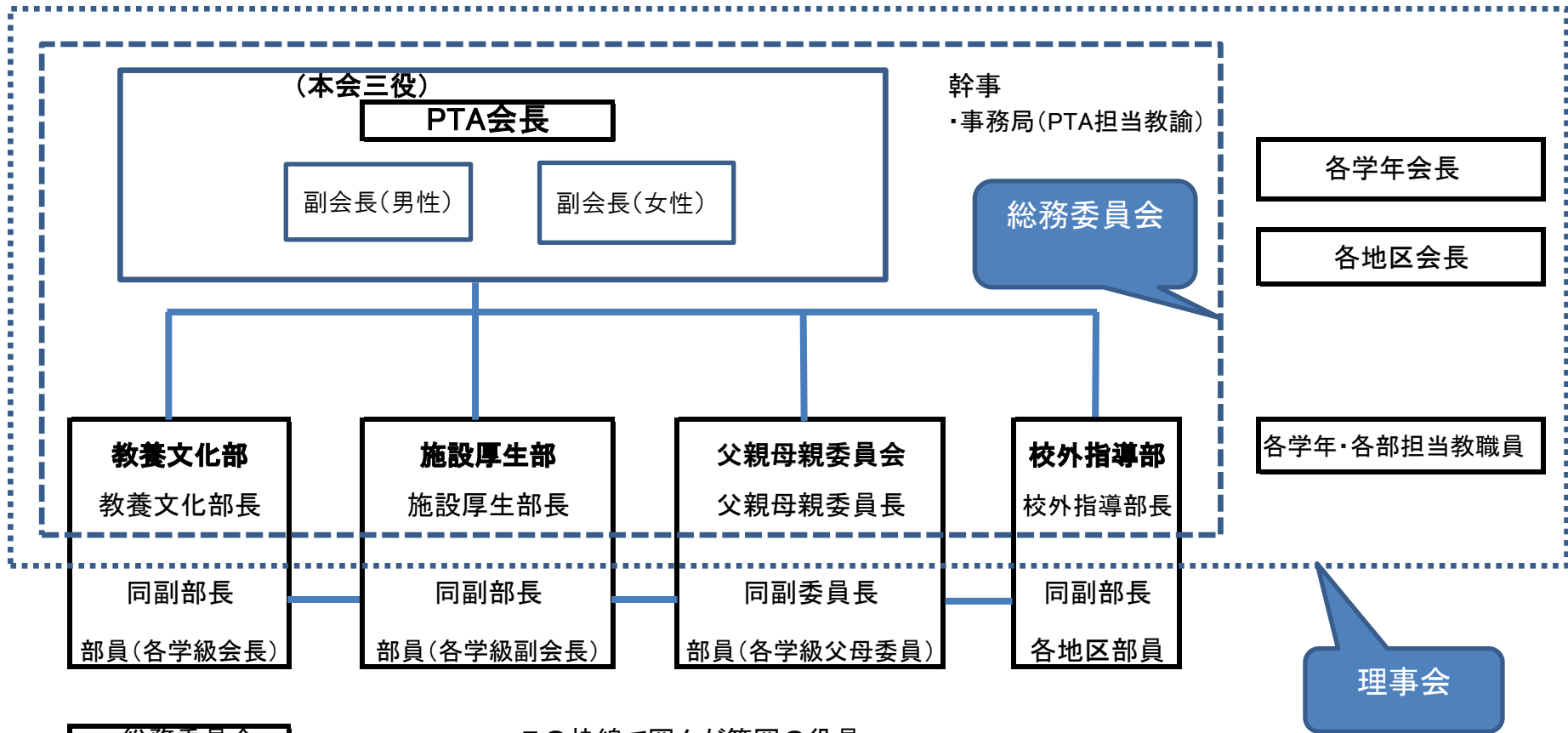
・今後、改正された場合には、すぐ一斉にて配信します。また、学校ホームページにて閲覧・ダウンロードできるようにします。その際には通知します。

	もくじ		ページ
PTA組織図		1
PTAの役割について		2
各部・会の仕事		3
PTA年間行事		4
学級役員の役割について		5
役員選出順序		6
学年・学級役員の選出についての申し合わせ		7
PTA本会役員および北部連合会役員選考フローチャート		8
学級役員選考フローチャート		9
南箕輪小学校PTA会則		10
南箕輪小学校PTA細則及び内規		13

入学児童連絡袋に子育て応援総合保障制度の案内が同封されています。こちらは、希望されるご家庭で任意の加入となり、各自で申し込みになります。

なお学校に入学すると、「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」（学校での怪我に対応）の適応となります。また、学校のPTA全体として、「長野県PTA連合会安全互助制度」（PTA活動時の保護者・児童の怪我に対応）に加入しています。

PTA組織図



総務委員会 ← この枠線で囲んだ範囲の役員
 会長・副会長・各部部長・父親母親委員長・北部連合会役員・幹事 で構成される

理事会 ← この枠線で囲んだ範囲の役員
 総務委員・学年PTA会長・地区会長・各学年及び各部担当の代表教職員 で構成される

PTAの役割について

PTAは、各学級の保護者と先生方で構成されています。

学級PTAの活動や意義がわからないという声もありますが、学校は子どもが昼間のほとんどの時間を過ごす場所です。今は、共働きの家庭も多く、仕事や家庭の事情と折り合いをつけてPTAに参加することはなかなか大変です。さらに、兄弟姉妹がいれば同じ時間に行われる活動にすべて参加することはできません。その中で少しでもクラスに顔を出して、子どもが「自分に関心を持ってきている」「見守られている」と感じてくれることが子育てにおいてはとても大切なことではないでしょうか。

子どもを育むことができる時間はあっという間に過ぎてしまいます。日々成長する子どもの日常とともにあるPTAの活動を大切にしていきませんか。

1) PTA会長の仕事

- ① 南小PTA全体の運営
- ② 北部3町村(辰野町・箕輪町・南箕輪村)・郡・県のPTA連合会の会議・研修会への参加
- ③ 村及び学校関係の役職に係る外部団体の会議、研修会への参加
- ④ 6年生の保護者から1名選出される。

2) PTA副会長の仕事

- ① 南小PTA全体の運営(会長の補佐)、会長事故の時は代行
- ② 北部3町村(辰野町・箕輪町・南箕輪村)・郡・県のPTA連合会研修会への参加
- ③ 役職に係る村の関係の会議、研修会への参加
- ④ 6年生の保護者から男女各1名ずつ選出される。

3) 北部PTA連合会役員 ※北部3町村の小中学校の持ち回り (別紙で持ち回り表あり)

- ① 総務委員となり、南小PTA全体の運営に関わる。
 - ② 北部3町村(辰野町・箕輪町・南箕輪村)のPTA連合会の会議・研修会の参画
 - ③ 上伊那郡PTA連合会の会議・研修会への参加
- ※ 上伊那郡PTA連合会の役員を兼ねる場合は、県PTA連合会の会議・研修会への参加あり。

4) 上伊那郡PTA連合会役員 ※上伊那の市町村の小中学校の持ち回り (別紙で持ち回り表あり)

- ① 上伊那郡PTA連合会の会議・研修会への参画
- ② 上伊那郡PTA連合会の役職に係る外部団体の会議への参加
- ③ 県PTA連合会の会議・研修会への参加

5) 長野県PTA連合会役員 ※上伊那の市町村の小中学校の持ち回り (別紙で持ち回り表あり)

- ① 県PTA連合会の会議・研修会への参加及び、所属委員会での各種活動への参加

6) 学年正副会長の仕事

- ① 学年懇談会の企画・司会進行
- ② 学年レクなどの企画・運営
- ③ 各専門部の部員となり行事に協力する。
- ④ 各学年の学級会長から選出される。(学級の正副会長は各クラスの互選)
- ⑤ 6学年会長は、PTA総会の議長を務める。
- ⑥ 5学年会長は、選考委員長となる。

7) 学級正副会長、父親母親委員の仕事

- ① 学級懇談会の企画・司会進行及び、学級レクなどの企画
- ② 各専門部(学級会長:教養文化部、副学級会長:施設厚生部)に所属し、年間行事に協力する。
- ③ 5学年の学級正副会長は翌年度のPTA役員の選考にあたる。

各部・会の仕事

【総会】

すべての南小PTA会員で構成される

【総務委員会】

会長・副会長・各部部長・父親母親委員長・北部PTA連合会役員・幹事によって構成される
 ※アルミ缶回収については、総務委員会にて運営し、学校の回収ボックスにて回収する。

【理事会】 (年5回の理事会: 4、5、8、11、2月)

総務委員・学年PTA会長・地区会長・各学年各部を担当する代表教職員で構成される。
 理事は「まっくん見守り隊」の隊員となる。

【専門部】 ※各専門部の事業計画については、4月に配布される総会資料をご覧ください。

- ① 教養文化部: 会員の研修に関することを担当 (年3回の部会: 4月上・下旬、12月)
 PTA講演会の運営や、PTA新聞の発行(年2回)を行う。
 各学年の学級会長が担当する。
- ② 施設厚生部: 学校施設保全・保健・厚生・児童の安全に関することを担当 (年5回の部会: 4月、PTA作業実施
 春・秋の環境整備作業の計画・実施 (前期1回、後期1回)
 運動会前日準備への協力・当日テント等設備の片付け
 各学年の学級副会長が担当する。
- ③ 父親母親委員会: 上伊那父親母親委員会への参加・協力 (学習会、委員会便りの発行年2回)
 学校での学習会の計画・実施
 給食試食会・学校保健委員会への参加
 各学年各学級で1名担当する。
- ④ 校外指導部: 児童の校外生活指導に関することを担当 (年3回の部会: 4、5、2月)
 地区児童会への出席
 地区懇談会の実施
 通学路・地区危険個所の点検
 「安心の家」の継続確認・依頼
 各地区それぞれの方法で選出される。

校外指導部 正副部長輪番表

令和元年9月13日改定

	大泉東・北原	大泉西・大芝	神子柴	田畑東	田畑西	南殿
30年度						副部長
R元年度					副部長	部長
2年度				副部長	部長	
3年度			副部長	部長		
4年度		副部長	部長			
5年度	副部長	部長				
6年度	部長					
7年度						
8年度						
9年度						
10年度						
11年度						

	北殿C	北殿D	北殿A	北殿B	塩ノ井	久保	中込
30年度	部長						
R元年度							
2年度							
3年度							
4年度							
5年度							
6年度							副部長
7年度						副部長	部長
8年度					副部長	部長	
9年度				副部長	部長		
10年度			副部長	部長			
11年度		副部長	部長				

学級役員の役割について

一番身近なクラスでの取り組みについて紹介します。

1) 学級懇談会

学級の正副会長になると、懇談会や行事の司会をすることになりますが、多くの方が「人前で話すのは苦手…」「どれくらいの人に参加してくれるか」など不安を感じてしまうかもしれません。多くの方に参加していただき、日頃の子どもの様子など情報交換ができるような懇談会にするために、進行や議題などは担任の先生とコミュニケーションをとって進めてください。

2) クラスレクの企画

1、3、5年生→ 学年レク

2、4、6年生→ クラスレク

学年でのレクがない学年は、クラス単位でのレクを企画・運営することになりますが、時期や内容などは、上に兄弟姉妹がいる保護者の方や先生に頼ってみるとよいアイデアがでます。

例) 物作り体験(大芝高原 味工房やみはらしファームなど)
学校で調理体験をしたり、体育館やグラウンドでスポーツ交流 など

3) クラスの懇親会(開催は任意ですが、年1回まで)

同じクラスの保護者の方と懇親会をしてはいかがでしょうか。PTA作業の日、学年レクやクラスレクの日の後など多くの方が参加しやすい日がおすすです。

4) 通知の作り方

クラスレクや懇親会を通知するためのプリントには、一定の決まった作り方があります。(PTA活動保険を適用させるために、PTA会長と学級会長を連名にするなど)紙ベースやデータで引き継いでいけるような仕組みを作っていきますので、参考にしてください。(担任の先生にお渡しして、役員の方にお渡しするようにしていきます)

※このように通知はPTA会長と学級会長の連名で行ってください。

《通知の例》 (クラスレク等の活動がPTAの活動保険の補償になっているためです)

令和〇年〇月〇日

〇年〇組保護者 各位

南箕輪小学校PTA会長 □□ □□
〇年〇組学級会長 △△ △△

〇年〇組 クラスレクのお知らせ

※ 以下は省略します。

PTA年間行事

⇒ 年間を通して保護者の皆さまにご参加いただく行事があります。

月	行事	対象	備考
4	第1回PTA総会	全保護者	年度が変わって初めての参観日に合わせて開催されます。
6	運動会	全保護者	前日準備、当日の運営、片付け等役員以外の保護者の皆さまもご協力をお願いします。
	PTA作業①	1・2年生の保護者	10月に参加できない3年生の保護者の方も対象です。
	学習会	全児童・及び全保護者	父親母親委員会主催の学習会です。(時期はその年による)
	地区懇談会	全保護者	長期休みの際の注意や、行事などについて各地区で懇談します。
	PTA講演会	5・6年生の児童及び全保護者	学校公開日に合わせて開催されます。
10	PTA作業②	3年生の保護者・第1回作業に参加できなかった保護者	

PTA役員年間行事(主なもの)

⇒ 役員になると次のような活動、研修があります。また各専門部によってそれぞれ会議があります。

月	行事	対象	主催部・委員会
4	理事会① 総部員会	PTA理事・役員	総務委員会・理事会
	PTA総会	全役員	総務委員会
5	理事会②	PTA理事	総務委員会・理事会
6	運動会	PTA理事・施設厚生部員	総務委員会・施設厚生部
	PTA作業①	本会三役・施設厚生部員	施設厚生部
	学習会	本会三役・父親母親委員	父親母親委員会
	地区懇談会	各地区役員	校外指導部
8	理事会③	PTA理事	総務委員会・理事会
	PTA講演会	本会三役・教養文化部員	教養文化部(講演会の時期は予定)
10	PTA作業②	本会三役・施設厚生部員	施設厚生部
11	学校保健委員会	本会三役 父親母親委員	父親母親委員会
	理事会④	PTA理事	総務委員会・理事会
2	理事会⑤	PTA理事	総務委員会・理事会
3	新旧役員引継会	本会三役・各専門部正副部長 正副委員長	総務委員会
通年	アルミ缶回収	PTA全会員(学校にて回収)	総務委員会

※選考委員会の委員は、次年度の役員選考についての会議が2学期に数回あります。

PTA役員選出順序

PTA本会役員(校外指導部長を除く) →各地区役員 →学級役員
→学年正副会長・各専門部副部長・副委員長の順で選出する。

(1) 新PTA正副会長、教養文化部長、施設厚生部長、父親母親委員長、北部PTA連合会等役員の選出

6月初旬: PTA役員選考委員会を招集

10月初旬～ 選考開始 (選考方法については、当該学年の選考委員会が定める。)

【令和元年度選考方法】

- ① 新6学年の保護者の中で選出対象(選出免除でない)者から立候補受付
- ② 立候補者がいれば、協議または互選会を行う。
- ③ 立候補者がいない場合は、新6学年の保護者から選出する。
(抽選を行う前に役員経験のアンケートを実施し、免除対象者の抽出を行う。)
- ④ 免除対象者以外の保護者を対象に、抽選会を実施する。
(抽選に来られない場合は、委任状を提出し、PTA会長による代理を行う。)
- ⑤ 後日、役員候補者による互選会を行い役員を決定する。
- ⑥ 役員に選出者が辞退する場合は、本人が代理を探し、選考委員会に報告する。

(2) 各地区役員の選出

12月中旬: 主に新6学年の保護者の中で選出対象(選出免除でない)者から立候補受付
立候補者がいれば、合議により決定。立候補者がいない場合は各地区の推薦合議により決定
なお、本会の校外指導部長及び副部長は別紙のとおり地区の持ち回りとする。

(3) 新1学年から6学年の学級正副会長、父親母親委員の選出

2月中旬: クラス替えのない次年度2年・4年・6年は各学級ごと選出対象(選出免除でない)者から立候補受付
立候補者がいれば、合議により決定。立候補者がいない場合は学級内の推薦合議により決定

4月上旬: 新1学年は、入学式後に各学級ごと選出対象(選出免除でない)者から立候補受付
立候補者がいれば、合議により決定。立候補者がいない場合は学級内の推薦合議により決定

4月上旬: クラス替えのある次年度3年・5年は各学級ごと選出対象(選出免除でない)者から立候補受付
立候補者がいれば、合議により決定。立候補者がいない場合は学級内の推薦合議により決定

(4) 専門部副部長の選出

2月中旬: 新6学年の正副学級会長・父親母親委員の中から、立候補もしくは推薦合議により、各専門部
(校外指導部は除く)副部長を選出する。

学年・学級役員の選出についての申し合わせ

南箕輪小学校 PTA

(1) 理事会において来年度の PTA 専門部構成を検討し、次のように決まっています。

・教養文化部	各学級会長が兼任する
・施設厚生部	各学級副会長が兼任する
・父親母親委員会	各学級より選出

(2) 父親母親委員会は、各家庭の事情を考慮し、父母どちらでも良いこととします。

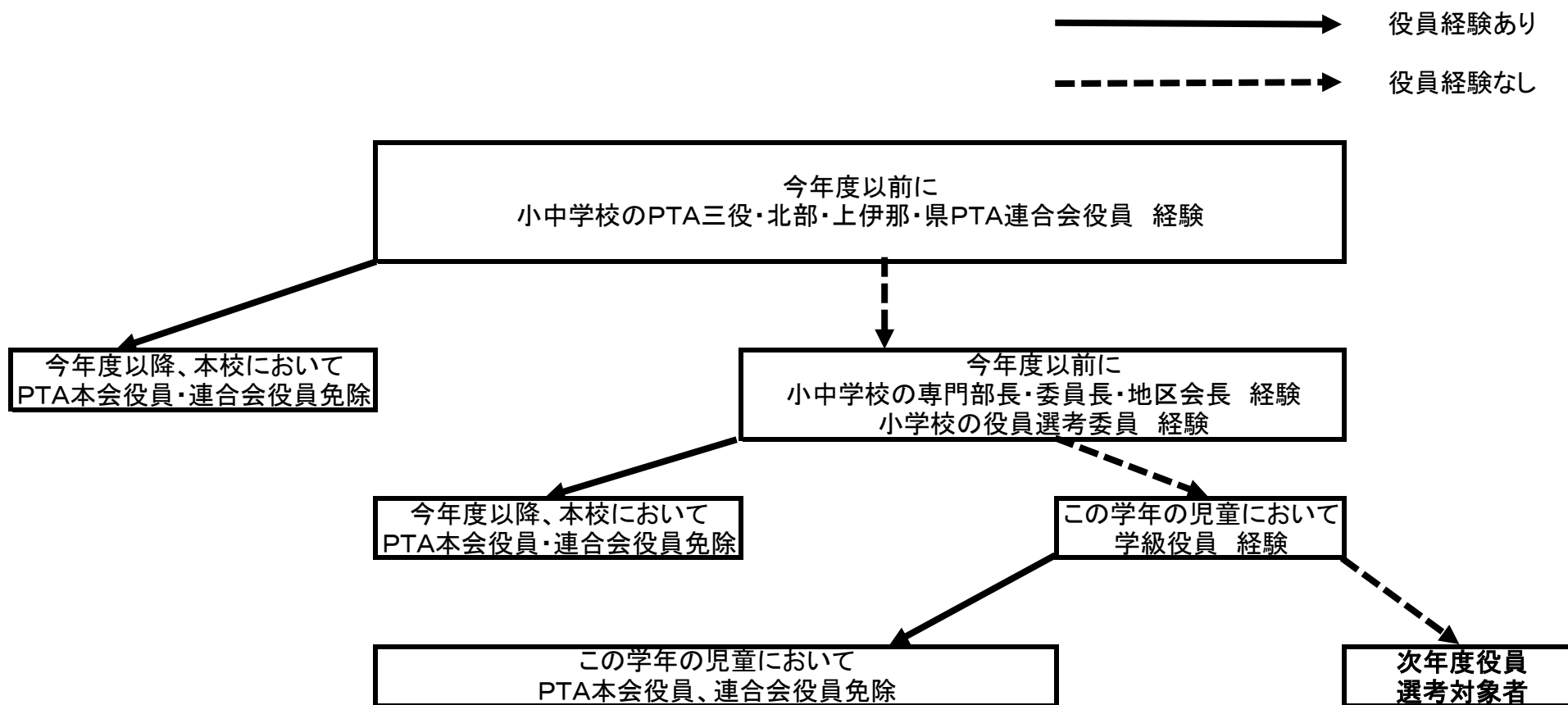
(3) 学級役員の選出については次の点を考慮して選出をお願いします。

<ul style="list-style-type: none">・今年度以前に<u>本会役員、北部・上伊那・県 PTA 連合会役員、PTA 専門部長、父親母親委員長、地区会長、小学校において役員選考委員長、選考委員経験のある方、および当該学年の児童において学級役員の経験のある方は免除</u>します。・その年度において、<u>本会役員・地区会長・校外指導部員を引き受けた方は除外</u>します。・<u>兄弟関係において、同年度に役員を重複することはできません。</u>・保育園の役員および中学校での学級役員の重複は除外対象外とします。
--

〈参考〉

<p>5 学年については、以下のように次年度正副部長・学年会長を選出します。</p> <ul style="list-style-type: none">◇<u>教養文化部長・施設厚生部長・父親母親委員長については、選考委員会にて選出</u>◇学級会長…各学級にて選出後、教養文化部長以外から同部副部長、学年会長・学年副会長を互選により選出◇学級副会長…各学級にて選出後、施設厚生部長以外から同部副部長を互選により選出◇父親母親委員…各学級にて選出後、父親母親委員長以外から同委員会副委員長を互選により選出
--

PTA本会役員および北部連合会役員選考フローチャート



※PTA本会役員…PTA三役・専門部長・委員長

※専門部長…教養文化部・施設厚生部・校外指導部の各部長 委員長…父親母親委員会の委員長

※中学校における専門部…教養文化部・施設厚生部・父親母親部（令和元年度以前の校外指導部・進路指導部・本会地区会長）

※学級役員…学級会長・副会長・父親母親委員

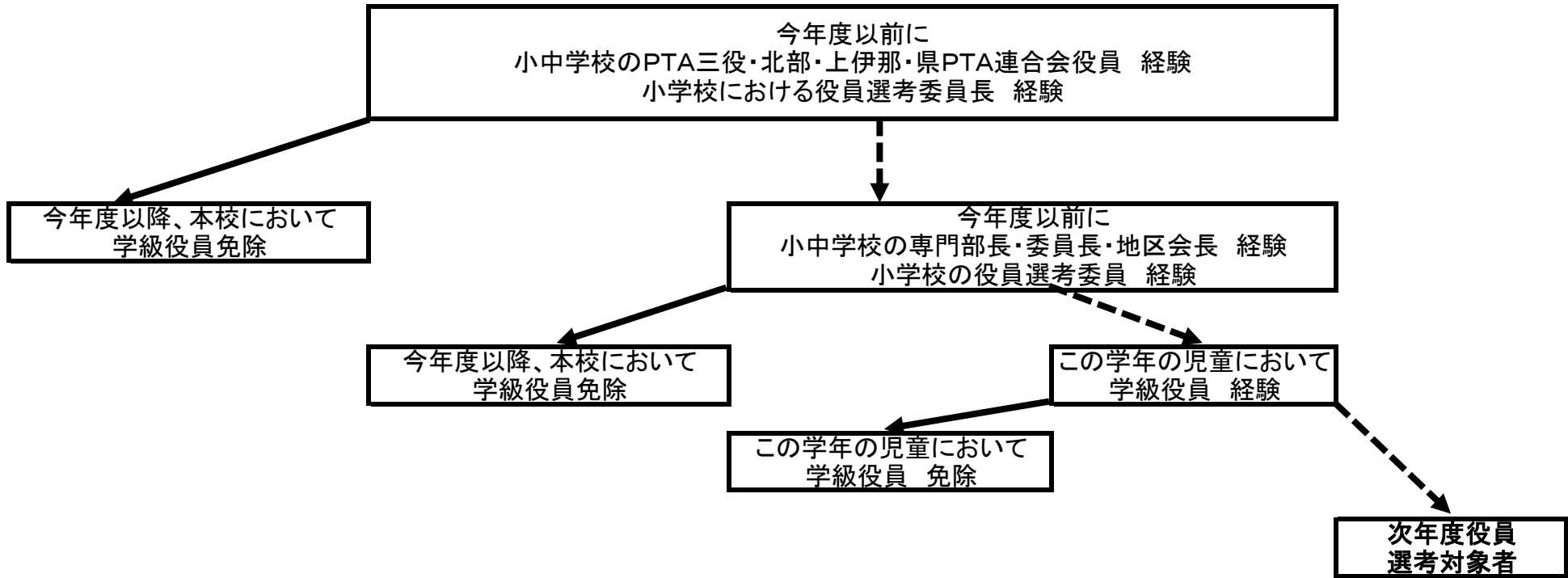
※6学年時点で特別支援学級に在籍している児童の保護者は免除される。

※ただし、免除資格を持っている者であっても、立候補を妨げない

※兄弟関係において、同年度に役員（本会役員、学級役員、地区会長、校外指導部員）を重複することはできない。

学級役員選考フローチャート

————→ 役員経験あり
 - - - - - → 役員経験なし



- ※PTA本会役員…PTA三役・専門部部長・委員長
- ※専門部長…教養文化部・施設厚生部・校外指導部の各部長 委員長…父親母親委員会の委員長
- ※中学校における専門部…教養文化部・施設厚生部・父親母親部（令和元年度以前の校外指導部・進路指導部・本会地区会長）
- ※学級役員…学級会長・副会長・父親母親委員
- ※特別支援学級に在籍している児童の保護者は免除される。
- ※但し、免除資格を持っている者であっても、立候補を妨げない
- ※次年度において、本会役員、地区会長、校外指導部員を引き受けた方は除外する。
- ※兄弟関係において、同年度に役員（本会役員、学級役員、地区会長、校外指導部員）を重複することはできない。

南箕輪小学校PTA会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は南箕輪小学校PTAといい、事務局を南箕輪小学校におく。

(目的)

第2条 本会は会員が協力して、家庭と学校と社会における教育の振興、児童の健全な成長を図るとともに、会員の教養を高めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員が協力して学校及び家庭も協力について理解を深め、その振興に努める。
- 2 児童の校外・校内における生活の指導並びに地域における教育的環境の充実に関すること。
- 3 会員の研修に関すること。
- 4 その他本会の目的達成のために必要なこと。

第2章 組 織

(会員)

第4条 本会は南箕輪小学校に在学する児童の保護者及び学校職員をもって組織する。

(組織)

第5条 本会は第2条及び第3条の目的、事業を達成するために次の組織をおく。

- 1 総 会
- 2 理 事 会
- 3 総務委員会
- 4 専 門 部 ①教養文化部 会員の研修に関すること
②施設厚生部 学校施設保全・保健・厚生・児童の安全に関すること。
③校外指導部 児童の校外生活指導に関すること。
- 5 父親母親委員会 上伊那父親母親委員会への参加・協力
- 6 地区PTA 地区における諸活動
- 7 学年PTA 学年における諸活動
- 8 学級PTA 学級における諸活動

第3章 役 職 員

第6条 本会は次の役員をおき、その任務は次のとおりとする。

- 1 会 長（1名） 本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長（3名） 会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
- 3 監 事（2名） 本会及び学校給食の会計監査にあたる。
- 4 幹 事（2名） 庶務、会計事務を行う。
- 5 部 長（各1名） 部会を統轄し、その部の運営にあたる。
- 6 副部長（各1名） 部長を補佐し、部長事故ある時はこれに代わる。

- 7 部 員（若干名） 各部に所属し、その業務の執行にあたる。
- 8 地区PTA会長（各1名） 地区PTAを統轄し、地区PTAの運営にあたる。
- 9 地区PTA副会長（各1名） 地区PTA会長を補佐し、地区会長事故ある時はこれに代わる。
- 10 学年PTA会長（各学年1名） 学年PTAを統轄し、学年PTAの運営にあたる。
- 11 学年PTA副会長（各学年1名） 学年PTA会長を補佐し、学年会長事故ある時はこれに代わる。
- 12 学級PTA会長（各学級1名） 学級PTAを統轄し、学級PTAの運営にあたる。
- 13 学級PTA副会長（各学級1名） 学級PTA会長を補佐し、学級会長事故ある時はこれに代わる。

第7条 本会は、必要に応じて顧問をおくことができる。

第4章 役職員の選出と任期

第8条 本会の役職員は、次の方法によって選出し、その任期は1ヶ年とする。ただし再任は妨げない。

- 1 会長、副会長、専門部部长（校外指導部長を除く）、父親母親委員長は選考委員会において選考し、総会の承認を受ける。ただし、副会長は男女1名ずつとし、他の1名は学校長とする。
- 2 学年PTA正副会長は、学年毎に学級PTA会長の中より互選によって選出する。
- 3 学級PTA正副会長は、各学級毎に選出する。正副会長は、教養文化部、施設厚生部の専門部部員を兼ねる。
- 4 地区PTA正副会長は、各地区毎に選出する。
- 5 専門部副部长は、部毎に部員の互選によって選出する。
- 6 専門部のうち、校外指導部員は各地区より若干名ずつ選出する。
- 7 父親母親委員会の委員は、各学級より1名ずつ選出する。
- 8 幹事、監事は会長が委嘱する。
- 9 教職員は、各部にそれぞれ所属する。
- 10 北部PTA連合会及び上伊那PTA連合会の役員は選考委員会において選考し、総会の承認を受ける。

第5章 会 議

第9条 本会の会議は次のとおりとする。

- 1 総 会
 - (1) 定期総会は、年度当初会長が招集し、この会則で別に定めるものの他、前年度事業報告及び決算の承認、当該年度の事業計画及び予算の議決、その他必要事項の議決を行う。
 - (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたととき及び理事会の要望があったとき、会長が招集し、案件の議決を行う。
- 2 総務委員会
 - (1) 会長、副会長、北部PTA連合会及び上伊那PTA連合会の役員、各部部長、父親母親委員長及び幹事によって構成する。
 - (2) 会長が招集し、本会の執行方針を立案審議する。
- 3 理事会

- (1) 総務委員、学年PTA会長、地区会長、各学年及び各部担当の代表教職員によって構成する。
- (2) 会長が招集し、総会に代わる議決機関として、本会の運営について審議決定し、会務の執行に当たる。
- (3) 理事は「まっくん見守り隊」の隊員となる。なお、任期は在職中とする。

4 部 会

部長が招集し、当該案件を審議処理し、当該事業の執行に当たる。

5 地区PTA

地区会長が招集し、当該地区PTAに必要な事項を審議し、当該事業の推進に当たる。

6 学年PTA

学年会長が招集し、当該学年に必要な事項を審議し、当該事業の推進に当たる。

7 学級PTA

学級会長が招集し、当該学級に必要な事項を審議し、当該事業の推進に当たる。

第10条 各会議の議長は、その会の統轄者が当たる。

(議決)

第11条 全ての会議の議決は、出席者の過半数の同意によって決定する。

第6章 経 理

(経理)

第12条 本会の経理は、会費及び特別寄付金をもってこれにあてる。

(会費)

第13条 会費は総会にはかってこれを決定する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 補 則

(会則変更)

第15条 本会の会則変更は、総会の議決による。

(細則・内規・規定)

第16条 本会の会則施行に必要な細則・内規及び慶弔に関する規定は別にこれを定める。

第17条 第16条に定める細則・内規・規定は、理事会において変更決定を行うことができる。

(特別委員会)

第18条 特別な会務推進のために特別委員会を設けることができる。委員は会長が委嘱し、委員長は本会の理事会に出席して必要事項を報告する。

本会則は、平成22年4月1日をもって施行する。

令和元年10月1日 第8条 改正

南箕輪小学校 P T A 細則及び内規

第 5 条の細則

専門部及び総務委員会の業務内容を次のように定める。

- (1) 専門部
 - ① 教養文化部：P T A 新聞の発行、P T A 講演会、各種研修会の企画・運営、その他会員の教養に関わる事業の企画・運営
 - ② 施設厚生部：環境整備作業、運動会への参加協力、その他環境整備、会員の保健・厚生に関わる事業の企画・運営
 - ③ 校外指導部：地区懇談会、地区児童会、地区行事、プール当番と水難救助講習会、交通安全教室、アルミ缶回収への協力、その他児童の校外生活指導に関わる事項
 - ④ 父親母親委員会：郡父親母親委員会への参加協力、校内の学習会企画・運営
- (2) 総務委員会 理事会での審議資料の作成、総会、アルミ缶回収の企画・運営、その他 P T A 活動全般に関わる調整・統括

第 8 条の 1 の内規

- (1) 会長、副会長（男女各 1 名）、専門部部長（校外指導部長を除く）、父親母親委員長は選考委員会において選考にあたる。なお、選考委員会は北部 P T A 連合会、上伊那 P T A 連合会の選考委員会と兼ねるものとする。
- (2) 選考委員は会長が委嘱し、第 1 回選考委員会は会長が招集する。また、選考委員会においては、本委員会の内容について守秘義務を課す。
- (3) 選考委員会委員長は、5 学年会長とする。第 2 回以降の委員会招集は委員長が行う。
- (4) 選考委員長は選考委員を代表して次の職務を行う。
 - ① 本委員会を招集し、会議の議長となる。
 - ② 本委員会において選考した本会会長、副会長（男女各 1 名）、教養文化部部長、施設厚生部部長、父親母親委員会委員長、北部・上伊那・長野県 P T A 連合会次年度担当役員を理事会へ推薦する。
 - ③ その他、役員選出に関する重要事項について採決する。
 - ④ 本委員会は、その選考した P T A 本会役員及び北部・上伊那・長野県 P T A 連合会次年度担当役員を理事会に推薦するまでに、当該候補者にその同意を得ていなければならない。
 - ⑤ 本委員会は、総会において役員選任の議決によりその任を終える。
 - ⑥ 新年度の本委員会は、総会后、新 P T A 会長の招集により、結成され、その任に当たる。
- (5) 役員選考については、次にあげる方法によるものとする。
 - ① 立候補を当該学年（1 年任期は 5 学年、2 年任期は 4 学年）から公募する。
 - ② 立候補が、次年度における定数を満たさない場合、選考委員会が定める抽選方法にて選出する。
 - ③ 立候補が、次年度における定数以上ある場合、すべての立候補者が選考会に出席し、互選により決定する。

- (6) 役員の選考時期は、毎年末（12月）までに次年度PTA本会役員および次年度北部・上伊那・長野県PTA連合会担当役員を選考する。

第8条の4の内規

- (1) 地区PTAの地区割りは次のようにする。
- ・久保 ・塩ノ井 ・中込 ・大泉、北原、大芝
 - ・北殿 ・南殿 ・田畑 ・神子柴

第8条の内規

南箕輪小学校PTA役員選考基準及び免除規定

- (1) 本会役員及び北部・上伊那・長野県PTA連合会役員の選考基準
- ① 本会役員は、新6学年の保護者から、会長1名、副会長（男性）1名、副会長（女性）1名、教養文化部部長1名、施設厚生部部長1名、父親母親委員会委員長1名を選出する。
 - ② 北部・上伊那・長野県PTA連合会役員は、新6学年の保護者から（2年任期は新5学年から）次年度担当役員を必要人数選出する。
- (2) 上記役員の免除規定
- ① 当該学年の児童または兄弟関係において、小中学校本会PTA正副会長経験者及び北部・上伊那・長野県PTA連合会役員経験者
 - ② 当該学年の児童または兄弟関係において、小中学校PTA専門部（教養文化部・施設厚生部・校外指導部）部長及び父親母親委員会委員長経験者及び各地区会長経験者、小学校において役員選考委員経験者
 - ③ 当該学年の児童において、学級役員経験者（特別支援学級保護者会役員経験者を含む。）
 - ④ 当該学年の児童において、新6学年の時点で特別支援学級に在籍している場合、その保護者
- 但し、上記①～④に該当する者の立候補を妨げないものとする。
- (3) 学級役員の選出基準
- ① 南箕輪小学校PTA学級役員（学級会長1名…教養文化部兼任、学級副会長1名…施設厚生部兼任、父親母親委員1名）の選任については、立候補または互選により決定する。
- (4) 上記役員の免除規定
- ① 当該学年の児童または兄弟関係において、小中学校本会PTA正副会長経験者、北部・上伊那・長野県PTA連合会役員経験者、及び小学校において役員選考委員長経験者
 - ② 当該学年の児童または兄弟関係において、小中学校PTA専門部（教養文化部・施設厚生部・校外指導部）部長及び父親母親委員会委員長経験者及び各地区会長経験者、小学校において役員選考委員経験者
 - ③ 当該学年の児童において、学級役員経験者
- ※なお、免除される資格を持っている者であっても役員になることができる。上記①、②、③の免除により役員候補者がいない場合は、免除される資格を持っている者を含めて互選により役員を選出する（上記①、②に該当する者は除く）。この場合、学年会長経験者は、学年会長の選考から免除することができる。
- ④ 特別支援学級では、保護者会を運営するため、その保護者
- 但し、立候補を妨げないものとする。

第13条の内規

- (1) P T A会費は、6月に口座振替により徴収する。
- (2) 中途転入家庭は、次によりP T A会費を納入する。
 - ① 5月末日までの転入 2,000円(全額)
 - ② 6月から12月末までの転入 1,500円
 - ③ 1月以降の転入 300円
- (3) 途中で転出する家庭には、原則としてP T A会費の返金はしない。

令和2年11月16日 第8条の内規(2)③、④・(4)① 改正

令和3年11月24日 第8条の内規(2)②、(4)②、③、④ 改正

令和6年 4月24日 第13条の内規(1)(2)(3)①、②、③(4)改正

南箕輪小学校P T A慶弔規定

第1条 本規定は南箕輪小学校P T Aの慶弔に関して規定する。

第2条 慶事に関しては、すべて金品の贈与は行わないものとする。

第3条 弔事に関しては、次のとおり行うものとする。

- (1) 会員死亡の場合は、香料5,000円を贈り、本会会長が会葬する。
- (2) 児童死亡の場合は、香料5,000円を贈り、学級会長が会葬する。
- (3) 教職員死亡の場合は、理事会において協議決定する。
- (4) その他の弔意の必要が生じた場合、または、教職員等の入院に関する事態が生じた場合は、本会三役が協議決定する。

第4条 会員の火災、水害、傷病、その他の災厄の見舞いについては理事会において協議決定する。

第5条 本規定の経費は、全て本会の予算より支出する。

本規定は平成20年4月1日をもって施行する。

平成31年4月23日 第3条 改正